

平成30年度 外国語指導助手業務委託仕様書（案）

1 件名 外国語指導助手業務委託

2 外国語指導助手（以下「ALT」という）の条件

- (1) 小田原市との契約に基づき、ALTを配置する。
- (2) ALTは、英語を母語とする、もしくは公用語とする国の国籍を有し第1言語として生来使用している。
- (3) ALTは、日本または諸外国において、小・中学生への教職経験を有し、教職に関する専門的知識を有する。
- (4) ALTは、大学卒業資格及び学士号を取得し、人物的な信頼と保証を有する。
- (5) ALTは、レッスンプランの作成能力や教材・教具の開発能力を有する。
- (6) ALTは、日常のコミュニケーションを図ることのできる日本語の能力を有する。

3 配置場所（予定）

- (1) 小田原市立の小学校、中学校、幼稚園（具体的配置計画は、平成30年3月に提示）
- (2) 小田原市教育委員会（以下教育委員会という）が指定する場所

4 配置日及び配置時限等

- (1) ①平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で小田原市が委託する配置日。原則として、月曜日から金曜日までの週5日とし、祝休日、学年末休業は除く。
上記期間内で、小学校、中学校、幼稚園に、合わせて年間190日程度の配置とする。
②業務時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分とする。授業等は、1日6時間未満とする。
- (2) 教育委員会と受託者との合意により、予定配置時間を超えて業務を実施する場合は、超えた配置時間は、総配置時間数の中で相殺する。
- (3) 配置日及び配置時間の変更については、原則として、1週間前までに学校または教育委員会より受託者に連絡する。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、受託者に対し、土・日曜日、祝休日、長期休業中〔夏季休業は、7月21日～8月31日、冬季休業は、12月25日～1月7日〕に業務を委託することができる。この場合において、委託料は、総配置時間数の中の割り振りにより対応されるので、特別な委託料は支払われない。
- (6) 毎月の業務実施報告は、受託者が教育委員会に文書で報告する。

5 委託する業務内容

- (1) 中学校生徒の英語学習の指導・担当教員等との英語会話の実演を行う。
- (2) 小学校児童の外国語活動等における指導・担当教員等との英語会話の実演を行う。
- (3) 幼稚園においては、幼児期に相応しい国際理解教育指導を行う。
- (4) 校内研修や市教育研究会及び市教育委員会主催の事業・研修会等に参加し、教職員の資質の向上に努める。
- (5) 運動会、文化祭、遠足などにおける語学指導や、国際理解教育の補助を行う。
- (6) 録音教材（リスニングテストを含む）やVTR教材の作成を行う。
- (7) その他、小田原市と受託者が合意する教育的または文化的な業務を行う。

6 その他

- (1) ALT が万一事故または ALT に不都合があると教育委員会が認めた場合には、受託者は直ちに当該 ALT を変更するものとする。
- (2) 受託者は、事前研修同様、ALT の質の向上のためのフォローアップ研修等を計画的に行うものとする。
- (3) ALT は、公共交通機関を使用する。また、ALT の業務中（学校等への移動中を含む）に発生した事故等の処理責任は、受託者の責任である事をここに確認する。
- (4) ALT の昼食については、受託者と学校との協議のうえ、決定するものとする。
- (5) ALT の突然の病気による委託業務の不履行について、受託者は、これを誠実に対応するものとする。
- (6) 発注者が受託者に委託する業務について、受託者は、誠実に対応するものとする。
- (7) 受託者は、教育委員会担当者と連絡を密にし、調整にあたる。
- (8) 業務委託料に含まれるものは、次のとおりとする。
 - ①授業等に関わる費用
 - ②ALT にかかるすべての費用（渡航費、住居費、光熱費、諸手当、保険、税金、広告採用費、ビザ取得のための手続き費、研修費、業務遂行のための交通費、ALT 管理費等）
 - ③上記にかかる消費税